



島根県報

平成16年 8月10日 (火)

第 1 597 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	2
保安林予定森林 (2 件)	(森 林 整 備 課)	2
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(道 路 維 持 課)	4

公 告

平成16年度消防設備士講習の実施	(消 防 防 災 課)	4
採石業務管理者試験の実施	(河 川 課)	5

公安規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	6
--------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第790号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項及び第260条第 1 項の規定により、知夫村長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第 9 条の 5 第 2 項及び第260条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡知夫村字小棚瀬1745の3番地から同村字八坪ヶ谷1751の1番地を経て同村字八サリ石1754の2番地に至る間の土地に接する国有地の地先公有水面埋立地	8,474.21平方メートル	字八坪ヶ谷
隠岐郡知夫村字竹ノ前473番地12から同村同字471番地1に至る地先の公有水面埋立地	943.17平方メートル	字竹ノ前
隠岐郡知夫村字コツミ675番地3地先の公有水面埋立地	588.09平方メートル	字コツミ
隠岐郡知夫村字コツミ675番地1から同村字松葉ガ鼻661番地6に至る地先の公有水面埋立地	2,854.53平方メートル	字コツミ

島根県告示第791号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定した

ので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
木佐医院	平田市平田町2241番地 1	平成16年 7月 1日

島根県告示第792号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
木佐医院	平田市平田町2241 - 1 番地	平成16年 6月30日

島根県告示第793号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
八幡 健児	眼科	県立中央病院	出雲市姫原 4 - 1 - 1	平成16年 7月28日
本田 聡	泌尿器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成16年 7月28日
中山 睦夫	循環器科	国立病院機構浜田医療センター	浜田市黒川町3748	平成16年 7月28日
石飛 亮	内科	都万村国民健康保険診療所	隠岐郡都万村大字都万1773 - 1	平成16年 7月28日

島根県告示第794号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
浜田市内田町1535 - 9、内村町1966 - 299
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

浜田市宇野町2361 - 2、2362、2363 - 1 から2363 - 3まで、2364 - 1、2365 - 2、2367 - 2、2367 - 6

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第795号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野口143、口147、口148 - 1 から口148 - 3まで、口770から口773まで、口773 - 1、口773 - 2、口774から口777まで、口823、口824 - 2、口824 - 5

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野口834、二2311 - 1、二2312 - 2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第796号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 完 了 の 期 日
町道 内谷線	美濃郡匹見町大字石谷口1294番地先から同大字石谷口211番地2地先まで	拡 幅	平成16年 5月26日

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定による「消防用設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けてから2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けてから5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講 習 区 分	免 状 区 分	講 習 年 月 日	場 所
消火設備	第1類の甲種	平成16年10月13日	出雲市
	" 乙種		
	第2類の甲種		
警報設備	" 乙種	平成16年10月19日	浜田市
	第7類の乙種	平成16年10月22日	松江市
	第5類の甲種	平成16年10月26日	松江市
" 乙種			
消火器	第6類の乙種		

(注)1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間
(2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 3時間30分
講習終了後30分程度の効果測定を行う。

4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(社)島根県消防設備保守協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、各総務事務所及び各消防本部

(2) 受講手数料

7千円(これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書に貼ること。)

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成16年 9月 3日から平成16年 9月28日まで(郵送の場合は9月28日の消印有効。)

イ 提出先

松江市殿町1番地 島根県庁舎内『(社)島根県消防設備保守協会』(郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書きのこと。)

5 その他連絡先

(社)島根県消防設備保守協会(TEL 0852-28-7305 又は 0852-22-6828)
(FAX 0852-22-6754)

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の7の規定により公告する。

平成16年 8月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験の日時

平成16年10月 8日(金)

午前10時から12時まで

(受付は午前 9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。)

2 試験会場

大田市大田町イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

4 提出書類

(1) 受験願書(所定の様式)

(2) 写真2枚、うち1枚は受験票にはること。

(手札形(縦8センチメートル×横6センチメートル)とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)

(3) 受験票(所定の様式)

5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁土木建築局、各土木建築事務所、各土木事業所又は社団法人島根県採石協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成16年9月1日(水)から平成16年9月21日(火)まで

なお、郵送の場合は、平成16年9月21日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、平成16年10月25日(月)に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ(電話0852-22-5499)に照会すること。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 8月10日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第9号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則(平成7年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第9号中「ハイテク犯罪対策」を「サイバー犯罪対策」に改める。

第33条中「置き、島根県警察警衛対策室(以下「警衛対策室」という。)を附置する」を「置く」に改める。

第36条の2を削る。

第42条第1項及び第43条第1項中「、警衛対策室」を削る。

第59条の4を削る。

第61条第1項中「、機動隊及び警衛対策室」を「及び機動隊」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年8月18日から施行する。

(島根県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 島根県警察国有物品管理規則(昭和39年島根県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、機動隊及び警衛対策室」を「及び機動隊」に改める。

(島根県警察教養規則の一部改正)

3 島根県警察教養規則(平成13年島根県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、警衛対策室長」を削る。